

6 スポーツツーリズムにおけるインバウンド誘客戦略業務委託 仕様書

1 委託概要

(1) 業務名

6 スポーツツーリズムにおけるインバウンド誘客戦略業務委託

(2) 事業目的

神栖市（以下「当市」という。）の主要観光事業であるスポーツツーリズムにおいて、閑散期に長期休暇となる海外のスポーツ合宿等の誘客を行い、スポーツ観光事業の発展を図ることを目的とする。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

2 業務に要する費用（見積限度額）

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、当市がこの金額で契約することを約束するものではない。

3 業務スケジュール（案）

令和6年6月28日（金） 契約締結

令和6年6月29日（土）～令和7年3月31日（月） 業務期間

令和7年3月31日（月） 事業終了報告書の提出

4 業務内容

(1) 誘客業務

海外のスポーツチーム又はスポーツ団体をスポーツ合宿等において当市へ誘客する。なお、誘客目標数は8団体以上とする。

(2) 広報業務

海外のスポーツチーム又はスポーツ団体へ広く効果的に周知できるよう企画・実施する。
※当市が所管する施設の写真は当市から支給を行うが、その他の写真素材等は事業者で用意すること。

(3) アンケートの作成・実施・分析（任意様式）

新たな合宿等誘客につなげる効果検証が可能なアンケート調査を行うこと。

なお、アンケートは、申請者と紐づけができるようにすること。

(4) 報告書の作成（任意様式）

実施内容、日程、対象者数等を毎月月末までに報告すること。

※日程や対象者数等が確認できる宿泊施設発行の証明書を添付すること。

(5) その他事業を遂行するために必要な業務

5 再委託の禁止

業務の主たる部分を再委託してはならない。

ただし、他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合は、書面により当市の承認を得ること。

6 成果品

(1) 事業報告書（2部提出）

本業務に関する事業報告書は任意様式とし、内容は次のとおりとする。

ア 概要（内容、日程、対象者数等）

イ 対象者属性（競技種目、年代、性別、地域など）

ウ アンケート結果

エ その他、本業務に関する成果品

(2) 作成要領

用紙はA4版、縦向き、横書き、文字サイズ11ポイント以上とする。

ただし、図表に関するフォントはその限りではない。

(3) 提出期限及び提出先

提出期限：令和7年3月31日（月）

提出先：〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5 分庁舎1階

神栖市役所産業経済部観光振興課

(4) 成果品の帰属

本業務における成果品、業務履行上の資料等については、すべて当市に帰属するものとし、当市が承諾した場合を除き受託者は成果品を公表したり、第三者に提供したりしてはならない。

7 報告及び検査

当市は、必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の履行状況その他必要な事項について報告を求め検査することができる。

8 情報セキュリティ関係

- (1) 受託者は、神栖市情報セキュリティポリシー等関係法令を遵守し業務を履行するとともに、業務上知り得た機密情報等を第三者に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、当市より提供された情報の目的外利用を禁止することを遵守する。
- (3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報の守秘義務を遵守する。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり再委託をする場合において、再委託事業者に対し、本業務におけるセキュリティ対策等の措置を同様に講じる義務を負うものとする。
- (5) 受託者は、本業務の業務終了後、当市への成果物納品時に、本業務遂行上発生した情報資産等を速やかに当市へ返還するとともに、受託者が所有する本業務に関する情報資産を適切に廃棄する。
- (6) 受託者は、本業務の遂行上、重大な事案が発生した時は、速やかに当市に報告する緊急時報告の義務を負うものとする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、情報セキュリティポリシー等関係法令が遵守されなかった場合において、当市に対する損害賠償の責務を負うものとする。

9 留意事項

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、適宜、事業者等と連携を図り、委託者と進捗状況や情報等を共有しながら運営にあたること。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な業務推進のため、工程表を作成し、委託者の確認を受けること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、委託者に有用な提案を積極的に行うこと。
- (4) 神栖市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年神栖市条例第3号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (5) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて当市と協議の上定めることとする。
- (6) 本業務終了後、受託者の責に帰すべき事由による不良箇所が発見された場合には、受託者は、速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

10 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、当市と綿密な調整・協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 本委託業務の契約に関する費用（印紙代を含む）は、受託者の負担とすること。
- (3) 仕様書に記載のない事項、その他業務の履行上必要な事項については、当市と受託者で協議の上、決定する。